慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	前原光雄氏提出學位請求論文審査報告
Sub Title	Report of the examination committee of the doctorate thesis presented by Mitsuo Maebara
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.1 (1951. 1) ,p.57- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510125-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前原光雄氏提出學位請求論文審査報告

法學部教授前原光雄氏は昭和二十五年十月二十七日付を以て本塾大學より法學博士の學位を授與された。左に掲げるは其の審査報告である。（編集者）

主論文　船舶の性質決定に關するフランス主義の研究

參考論文　國際法上卷

主論文の目的とする所は、國際法學者間の通說として、戰時海上捕獲に於て船舶の敵性を決定するものは、其掲揚する國旗つまり船籍によるとする主義、即ち一般に大陸主義またはフランス主義と稱せられるものの實體を研究し、この通說の誤であることを實證せんとしたものである。

第一章序說に於ては、國際法上「敵」なる概念確定の必要性と、この概念の複雜性並にこの概念が國際法上不統一である實情を明かにし、船舶についてもこの例に漏れず、船舶の敵性か非敵性かを決定する基準が、それぞれ國によつて異り、一般に英國主義とフラス主義と對立せしめて說明せられるのを常とする事實を敍述している。

第二章はこの論文の目的とするフランス主義の實體を明白にする爲に、船舶の性質決定に關するフランスの現行法として最古の立法である一六八一年の「海上法」(Ordonnance de la Marine)から、一九〇九年の「ロンドン宣言」(Declaration of London)に至るまでの諸立法と、其間に於けるフランス捕獲審檢所の重要な判例を擧げ、船舶の性質決定に關するフランスの立法が如何に變遷し、また其實行が如何なるものであつたかを研究した結果、一般にフランス主義と呼ばれている所の「ロンドン宣言」第五七條第一項に規定するものは、以上の時代を通じて立證し得ないことを論結している。

第三章では、「ロンドン宣言」に於て何故にフランス主義と呼ばれるものが成文化せられたか、其理由を說明し、ここに始めてフランス主義が姿を現わした經緯を述べ、更にフランスの國內立法として始めてフランス主義が採用せられたのは、一九一二年の「戰時に於ける國際法の適用に關する海軍大臣訓令」(Instruction sur l' application du droit international en cas de guerre)第七條第二七號であることを明かにし、一般に解せられるように、所謂フランス主義なるものが、フランスの傳統的な主義であるとは認め得ないと論斷している。

第四章では、第一次大戰中に於て、フランスが如何なる立法を行い、また如何に實行したかを檢討して、フランス主義は立法に於ても實行に於ても、開戰當初約一カ年間續いたに過ぎないとしている。

以上の實證的研究の結果、第五章結論に於て、

第一に、一般に國際法學者が、合法に掲揚する國旗を以て船舶の性質を決定する主義をフランス主義とし、これを以てフランスの傳統的な主義とする見解は誤であること。

第二に、フランスの傳統的な主義は、寧ろ所有者の所在を以て敵性か非敵性かを決定する基準とするものであり、敵の所有する船舶は敵船とするものであること。

第三に、フランスの第一次大戰前の實行では、合法に非敵旗を揭揚する船舶を敵船として捕獲した判例はない。フランス捕獲審檢所には、合法に非敵旗を揭揚するが、其船舶の所有權の全部または一部が敵に屬した事件は未だ曾て提起されなかつたのである。この事實が多くの學者をしてフランス主義は國旗主義であると解せしめるに至つたのである。

第四に、「ロンドン宣言」第五七條第一項に表現せられたフランス主義は、立法に於ても、實行に於ても、フランスは一九一五年一〇月二三日の命令以後は廢棄せられ、そして所有權主義を併用し、更に一九三四年三月八日の「戰時國際法の適用に關するフランス訓令」(Instruction Française sur l'application de droit international en temps de guerre) 第三八條の規定によつて、フランス主義から完全に離脫していることを論じたものである。

船舶の敵性非敵性を決定する基準として、從來の內外國際法學者の多數は、英佛兩主義を對立說明するを常とするのであるが、是等の主義の發生、變遷の跡を辿り、其內容の正確な研究はまだ盡されていない。其揭揚する國旗によつて船舶の敵性非敵性を決定するのがフランス主義であると說くに止まり、更に深く其の實體を明白にした研究は、獨り我國のみならず、諸外國の國際法學者の著述中にも殆んど其例を見ない。著者のこの研究は、一般にフランス主義と稱せられるものは、實はフランスの傳統的な主義でなく、甚だしく誤解せられたものであることを、フランスの立法及び判例に徵して、實證的に立證するものである。第一次大戰前のフランス捕獲審檢所の判例に關しては、十七世紀まで遡つて全部の判例を漏らす所なく檢討されていないので、この論文によつて從來の通說が完全に覆されたとは斷言し得ないけれど、有力な新說を提唱したものであることは、正當に認められねばならない。

其所論中、論據の確かでない點もある。一六八一年の「海上法」第五條の「委任をうけた船舶」を解釋して、捕獲用私船を指すものとするが如き其一例である。

次にフランス主義に關する從來學者間の所說が、それを一般の通說とせられる所以の論證を、もつと廣く內外學者の著述に亙つて立てられねばならない。またそれが通說となつたのは何年代か、更にそれがどうして一般通說と信ぜられるに至つたかの論述が、十分に盡されていないのは遺憾である。

しかしそれにも拘らず著者がフランス主義に關する通說に對し、全然新研究を遂げた業績は顯著であり、從來の通說は、學者間に再考を促がすに至るべく、國際法學の研究に注目すべき問題を提供するものである。

最後に、參考論文「國際法」（上卷）は、著者の國際法學に關する十分の學殖を證するに足るものである。

以上の理由により、著者の研究業績並に其學殖は、著者に法學博士の學位を授けるに至當なるものと認める。

昭和二十五年九月八日

審査委員

慶應義塾大學名譽教授
法學博士　板倉卓造

慶應義塾大學名譽教授
法學博士　西本辰之助

慶應義塾大學法學部教授
法學博士　小池隆一